

大野市スポーツ推進委員設置規則

(昭和42年5月10日教委規則第2号)

改正 平成8年12月25日教委規則第11号
平成12年3月28日教委規則第2号
平成17年11月4日教委規則第19号
平成24年3月28日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、大野市教育委員会に設置するスポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務ほか、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員は、住民のスポーツの推進に関し、次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 行政機関の開設するスポーツ教室、スポーツ行事及び社会教育関係団体の行うスポーツ行事等に関し、求めに応じて協力すること。
- (3) 住民のスポーツ活動促進のための組織の育成強化を図ること。
- (4) 住民に対し、スポーツについての理解を深め、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。

(定数)

第3条 委員の数は、27人以内とする。

(会議)

第4条 委員の会議は、教育長が招集する。

(委嘱の期間)

第5条 委員の委嘱の期間は、2年以内、~~2年~~とする。ただし、補欠委員の委嘱の期間は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第6条 この規則の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、昭和42年5月10日から施行する。

附 則（平成8年教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年教委規則第 2 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年教委規則第 19 号）

この規則は、平成 17 年 11 月 7 日から施行する。

附 則（平成 24 年教委規則第 3 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。